

# 確認検査業務手数料

2018.09.01

別表第1 確認申請手数料（第2条関係）

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	木造一戸建ての住宅	その他
100㎡以内のもの	38,000	40,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	48,000	60,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	68,000	85,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	150,000	160,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	—	200,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	—	270,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	—	320,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	—	380,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	—	430,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	—	480,000

別表第2 中間検査手数料（第5条関係）

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	木造一戸建ての住宅	その他
100㎡以内のもの	36,000	48,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	45,000	60,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	60,000	70,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	90,000	100,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	—	140,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	—	160,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	—	170,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	—	190,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	—	225,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	—	300,000

別表第3 完了検査手数料(中間検査を行った建築物)(第7条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	木造一戸建ての住宅	その他
100㎡以内のもの	40,000	50,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	50,000	60,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	70,000	80,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	90,000	130,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	—	160,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	—	200,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	—	230,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	—	250,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	—	270,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	—	330,000

別表第4 完了検査手数料(中間検査を行っていない建築物)(第7条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	木造一戸建ての住宅	その他
同上（別表第3）		

別表第8 その他の手数料の加算について(第15条関係)

手数料の加算するもの	加算額(単位:円)
200㎡以下で構造計算の審査を要するもの ※1	20,000
500㎡以下で構造計算の審査を要するもの ※1	30,000
構造図の審査を要するもの(構造計算書なし) ※1	10,000
構造上別棟である場合の、2つ目以降の構造審査手数料 ※2	確認申請手数料の2割に相当する額
避難・耐火検証の審査を要するもの	確認申請手数料の2割に相当する額
天空率(道路)の審査を要するもの	確認申請手数料の2割に相当する額
天空率(隣地・北側)の審査を要するもの	確認申請手数料の2割に相当する額
開口部制限を利用した建物	確認申請手数料の2割に相当する額
日影図の審査を要するもの	確認申請手数料の1割に相当する額
木造3階建共同住宅	確認申請手数料の2割に相当する額
申請内容不備により審査困難なもの	通常手数料の5割

※1 混構造の場合は、構造種別毎延床面積で加算

※2 構造上の棟毎。

建築物に関する確認の審査において、構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合は、整合性に係る手数料として次のとおり、手数料を加算する。 10,000円

世田谷区、横浜市等都市緑地法に基づく緑化地域制度により、条例で完了検査時に緑化検査を要する建築物は次のとおり、手数料を加算することができる。 ※3 10,000円

完了検査手数料に加算する手数料(省エネ適合判定対象建築物の場合)

省エネ適合性判定対象建築物の場合は、別表第3の各区分の完了検査手数料に下記の加算額を加えた手数料とする。

床面積の合計	加算額(単位:円)
100㎡以内のもの	8,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	10,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	16,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	26,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	36,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	40,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	44,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	48,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	54,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	64,000

なお、省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値に規定値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とする。ただし、規定値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とする。

ルート2基準審査の加算

建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる確認審査を行う場合は、別表第1の各区分の確認審査手数料に下記の加算額を加えた手数料とする。

床面積の合計	加算額(単位:円)
1,000㎡以内のもの	120,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	160,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	180,000

軽微な変更説明書に関する手数料	3,000円
確認申請書記載事項変更届(誤記訂正)	3,000円
建築主・工事監理者・工事施工者(変更)届	3,000円
帳簿記載事項証明書発行手数料 ※3	4,000円

中間検査、完了検査において、建築主等の都合により、検査予定日の変更、又は取消があった場合には、次のとおり、手数料を徴収することができる。

検査予定日の前営業日	10,000円
検査予定日の当日	手数料の全額

※3 課税対象。(金額は税抜)

ただし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。